

資料編

DATAFILE

第11回全国障害者
スポーツ大会

おいでませ!山口国体
下松市実行委員会

8 第11回全国障害者スポーツ大会

バスケットボール競技

バスケットボール競技実施要領

1 競技規則

平成23年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（財団法人日本障害者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数は選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女別にチームを構成する。

3 競技方法

- (1) 試合は、男女別にトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。
- (2) 試合時間は、10分クォーター制とし、第1ピリオドと第2ピリオドの間及び第3ピリオドと第4ピリオドの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2ピリオドと第3ピリオドの間に10分のハーフタイムをおく。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色（白色）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色）のユニフォームを着用すること。
- (2) 背番号は4から15までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりとわかるように付けること。

5 試合球

試合球は、（財）日本バスケットボール協会検定球とし、男子は7号球、女子は6号球とする。

6 組合せ

組合せは、平成23年7月31日（日）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選のうえ決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、行わない。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 ベンチ

ベンチは、組合せ番号の若いチームがオフィシャル席に向かって右側とする。

9 その他

- (1) 平成23年10月21日（金）に監督会議を行う。（時間及び場所は別途通知する。）また、監督会議の場において、申し合わせ事項を設けることができる。
- (2) 表彰式に参加する選手は、原則としてユニフォームを着用すること。
- (3) ベンチ内には、選手、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャー及び主催者が認めた者以外は入ることができない。
- (4) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (5) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。

バスケットボール競技日程

【参加チーム】

ブロック	北海道・東北	関東	北信越・東海	近畿	中国・四国	九州	開催地
男子	秋田県	横浜市	長野県	大阪市	高知県	福岡県	山口県
女子	秋田県	東京都	愛知県	大阪市	岡山県	沖縄県	山口県

月日	時間	Aコート	Bコート
10月22日（土）	13:40～	受付	
	14:30～16:10	男子① 1回戦	女子① 1回戦
	16:10～17:50	男子② 1回戦	女子② 1回戦
	17:50～19:30	男子③ 1回戦	女子③ 1回戦
10月23日（日）	8:30～	受付	
	9:30～11:10	女子④ 準決勝	女子⑤ 準決勝
	11:10～12:50	男子④ 準決勝	男子⑤ 準決勝
	13:40～	男子⑥ 男子⑦ 交流試合 ⑧	女子⑥ 女子⑦ 交流試合 ⑧
	16:10～17:50	男子⑨ 3位決定戦	女子⑨ 3位決定戦
10月24日（月）	8:30～	受付	
	9:30～11:10	男子⑩ 決勝戦	女子⑩ 決勝戦
	決勝戦終了後	表彰式	

※競技の開始時間については、変更になる可能性があります。

バスケットボール競技組合せ表

【男子】

24日(月)

秋田県

54 | 56

A1⑩

9:30

23日(日)

3位決定戦

40 | 41

A4⑨

16:10

大阪市

福岡県

22日(土)

1 横浜市

2 大阪市

3 山口県

4 高知県

5 福岡県

6 長野県

7 秋田県

63 | 27

A2④

11:10

48 | 89

B2⑤

11:10

59 | 31

A1①

14:30

50 | 81

A2②

16:10

41 | 64

A3③

17:50

【交流試合 10分×2ピリオド】 A3 13:40～

27 | 33

⑥

13:40

山口県

高知県

17 | 31

⑦

14:20

高知県

長野県

11 | 55

⑧

15:00

山口県

長野県

【女子】

24日(月)

東京都

95 | 34

B1⑩

9:30

23日(日)

3位決定戦

117 | 23

B4⑨

16:10

愛知県

大阪市

22日(土)

1 東京都

2 山口県

3 愛知県

4 沖縄県

5 大阪市

6 秋田県

7 岡山県

90 | 42

A1④

9:30

28 | 60

B1⑤

9:30

16 | 81

B1①

14:30

34 | 49

B2②

16:10

79 | 26

B3③

17:50

【交流試合 10分×2ピリオド】 B3 13:40～

27 | 22

⑥

13:40

2 山口県

沖縄県

8 | 38

⑦

14:20

沖縄県

岡山県

33 | 22

⑧

15:00

山口県

岡山県





9

おいでませ！山口国体下松市実行委員会

おいでませ！山口国体下松市実行委員会会則

市実行委員会第1回総会決定
平成20年8月7日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この会則は、おいでませ！山口国体下松市実行委員会の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この会は、おいでませ！山口国体下松市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 本会は、第66回国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な企画及び準備に関すること。
- (2) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (2) 市議会を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 下松市の関係職員
- (5) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 2名

2 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 会長は、下松市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、委員以外の者から会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。
- 5 顧問は、重要な事項について諮問に応じる。
- 6 参与は、重要な事項について、参与する。

(委員等の任期)

- 第9条 委員、役員（以下「委員等」という。）の任期は実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時における所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、前項ただし書の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
 - 3 会長は、第5条に該当する者のうちから、新たに委員等を委嘱できるものとし、その場合は、次の総会において報告する。
 - 4 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

2 本会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

(総 会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催準備にかかる基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 常任委員会への委任事項に関すること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、会長の承認を得て、所属団体の構成員を代理人として出席させ、その権限を委任することができる。
- 5 総会の議事は、出席委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員長は、会長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 常任委員会は、会長が招集し、委員長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 5 常任委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、必要に応じて総会に報告しなければならない。
- 6 前条第4項から第5項までの規定は、常任委員会に準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議する。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会の同意を得て会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会又は常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会等に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、下松市に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成19年11月1日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、施行の日から平成20年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成20年8月7日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

役員・委員名簿（順不同・敬称略）

おいでませ！山口国体下松市実行委員会役員

（第4回総会時現在）

会 長

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	井 川 成 正	下松市長

副 会 長

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	中 谷 司 朗	下松市議会議長
2	弘 中 佑 兒	下松市体育協会会長
3	弘 中 伸 寛	下松商工会議所会頭
4	森 田 康 夫	下松市副市長
5	市 川 正 紀	下松市教育委員長
6	相 本 晃 宏	下松市教育委員会教育長
7	白 木 正 博	下松市水道事業管理者

常 任 委 員

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	高 田 悦 子	下松市議会副議長
2	川 武 修	山口県バスケットボール協会理事長
3	平 川 登	下松市バスケットボール協会会長
4	金 川 一 清	下松市体育協会会長代行
5	濱 田 宏	山口県武術太極拳連盟理事長
6	安 野 政 行	下松市民憲章推進協議会常任委員
7	中 村 隆 征	下松市観光協会副会長
8	篠 原 照 男	(社)下松医師会副会長
9	原 田 眞 雄	下松旅館組合組合長
10	磯 村 寿 夫	下松市社会福祉協議会会長
11	中 村 松 泉	下松市文化協会副会長
12	今 治 正 明	下松市自治会連合会会長
13	久 山 歌 子	下松市連合婦人会会長
14	棟 近 昭 典	下松市企画財政部長
15	石 田 純 一	下松市教育委員会教育部長

監 事

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	杉 岡 廣 明	下松市監査委員
2	爲 國 充 雄	下松市会計管理者

顧 問

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	守 田 宗 治	山口県議会議員
2	國 井 益 雄	山口県議会議員

参 与

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	棟 久 隆 祐	山口県下松警察署長

おいでませ！山口国体下松市実行委員会委員

(第4回総会時現在)

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	中 谷 司 朗	下松市議会議長
2	弘 中 佑 兒	下松市体育協会会長
3	弘 中 伸 寛	下松商工会議所会頭
4	森 田 康 夫	下松市副市長
5	市 川 正 紀	下松市教育委員長
6	相 本 晃 宏	下松市教育委員会教育長
7	白 木 正 博	下松市水道事業管理者
8	高 田 悦 子	下松市議会副議長
9	川 武 修	山口県バスケットボール協会理事長
10	平 川 登	下松市バスケットボール協会会長
11	金 川 一 清	下松市体育協会会長代行
12	濱 田 宏	山口県武術太極拳連盟理事長
13	安 野 政 行	下松市民憲章推進協議会常任委員
14	中 村 隆 征	下松市観光協会副会長
15	篠 原 照 男	(社)下松医師会副会長
16	原 田 眞 雄	下松旅館組合組合長
17	磯 村 寿 夫	下松市社会福祉協議会会長
18	中 村 松 泉	下松市文化協会副会長
19	今 治 正 明	下松市自治会連合会会長
20	久 山 歌 子	下松市連合婦人会会長
21	小 本 輝 夫	下松市体育指導委員協議会会長
22	田 村 育 人	下松市スポーツ少年団本部長
23	岡 崎 俊 治	山口県立下松高等学校校長
24	林 哲 人	下松市中学校長会会長
25	弘 田 靖	下松市小学校長会会長
26	大 木 則 英	下松市小中学校PTA連合会会長
27	藤 川 美 雪	下松市子ども会育成連絡協議会会長
28	猪 本 英 雄	下松市青少年育成協議会会長
29	熊 谷 幸 一	下松市老人クラブ連合会会長
30	持 田 吉 男	下松市心豊かな人づくり推進協議会会長
31	宮 本 和 治	下松市環境衛生推進協議会副会長
32	升 崎 美 彦	下松ライオンズクラブ会長
33	吉 崎 俊 二	下松中央ライオンズクラブ会長
34	藤 原 敏 雄	徳山東ロータリークラブ会長
35	岩 佐 真 理	国際ソロプチミスト下松会長
36	萩 野 豊	下松商工会議所青年部会長
37	永 田 憲 男	下松飲食業協同組合理事長
38	下 村 明 生	下松市歯科医師会会長
39	奥 村 三 郎	下松市薬剤師会会長
40	伊 藤 勲	下松市花と緑の会会長

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
41	高 橋 勝 之	山口県下松交通安全協会会長
42	山 中 一 乗	防長交通株式会社周南営業所長
43	山 縣 裕 之	西日本旅客鉄道株式会社徳山地域鉄道部徳山駅長
44	田 中 宏 明	郵便局株式会社下松郵便局長
45	金 子 光 夫	周南農業協同組合経営管理委員会会長
46	守 田 平 人	山口県漁業協同組合周南統括支店長
47	原 田 雄 次	下松市総務部長
48	棟 近 昭 典	下松市企画財政部長
49	林 恵 二	下松市生活環境部長
50	村 上 孝 司	下松市健康福祉部長
51	松 原 隆 士	下松市経済部長
52	倉 掛 敏 春	下松市建設部長
53	石 田 純 一	下松市教育委員会教育部長
54	森 重 則 彦	下松市議会事務局長
55	田 村 一 正	下松市消防長

○名簿は、原則としておいでませ！山口国体下松市実行委員会第4回総会（平成23年5月19日現在）で調製した。



おいでませ！山口国体下松市実行委員会専門委員会規程

市実行委員会第1回総会決定
平成20年8月7日

(趣 旨)

第1条 この規程は、おいでませ！山口国体下松市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、おいでませ！山口国体下松市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 専門委員会の種類及び常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員等)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 専門委員会は、委員長が必要と認めるときは、専門的知識を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部 会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が別に定める。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

別表（第2条）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	(1) 開催推進総合計画の策定に関する事。 (2) 財務に関する事。 (3) 大会旗、炬火リレーに関する事。 (4) 広報・市民運動の推進に関する事。 (5) 観光及び接伴に関する事。 (6) 他の専門委員会に属さない事項に関する事。
競技式典専門委員会	(1) 競技会運営に関する事。 (2) 式典の企画・運営に関する事。 (3) 競技役員の編成に関する事。 (4) 競技用具等の整備に関する事。 (5) 競技会場の整備に関する事。 (6) その他競技・式典に関する事。
宿泊衛生専門委員会	(1) 宿泊計画に関する事。 (2) 配宿及び食事に関する事。 (3) 医療救護に関する事。 (4) 環境、保健等の衛生に関する事。 (5) その他宿泊・衛生に関する事。
輸送警備専門委員会	(1) 輸送計画に関する事。 (2) 交通対策に関する事。 (3) 駐車場に関する事。 (4) 警備及び消防防災に関する事。 (5) その他輸送・警備に関する事。

専門委員会委員名簿（順不同・敬称略）

（第4回総会時現在）

総務企画専門委員会委員

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	高 田 悦 子	下松市議会副議長
2	中 村 隆 征	下松市観光協会副会長
3	中 村 松 泉	下松市文化協会副会長
4	岡 崎 俊 治	山口県立下松高等学校校長
5	林 哲 人	下松市中学校長会会長
6	弘 田 靖	下松市小学校長会会長
7	猪 本 英 雄	下松市青少年育成協議会会長
8	伊 藤 勲	下松市花と緑の会会長
9	金 子 光 夫	周南農業協同組合経営管理委員会会長
10	守 田 平 人	山口県漁業協同組合周南統括支店長
11	棟 近 昭 典	下松市企画財政部長
12	森 重 則 彦	下松市議会事務局長

競技式典専門委員会委員

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	川 武 修	山口県バスケットボール協会理事長
2	平 川 登	下松市バスケットボール協会会長
3	金 川 一 清	下松市体育協会会長代行
4	濱 田 宏	山口県武術太極拳連盟理事長
5	安 野 政 行	下松市民憲章推進協議会常任委員
6	小 本 輝 夫	下松市体育指導委員協議会会長
7	田 村 育 人	下松市スポーツ少年団本部長
8	大 木 則 英	下松市小中学校PTA連合会会長
9	藤 川 美 雪	下松市子ども会育成連絡協議会会長
10	持 田 吉 男	下松市心豊かな人づくり推進協議会会長
11	原 田 雄 次	下松市総務部長
12	石 田 純 一	下松市教育委員会教育部長

宿泊衛生専門委員会委員

	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名
1	篠 原 照 男	(社)下松医師会副会長
2	原 田 眞 雄	下松旅館組合組合長
3	磯 村 寿 夫	下松市社会福祉協議会会長
4	今 治 正 明	下松市自治会連合会会長
5	久 山 歌 子	下松市連合婦人会会長
6	熊 谷 幸 一	下松市老人クラブ連合会会長
7	宮 本 和 治	下松市環境衛生推進協議会副会長
8	永 田 憲 男	下松飲食業協同組合理事長

	氏名	所属団体・役職名
9	下村 明生	下松市歯科医師会会長
10	奥村 三郎	下松市薬剤師会会長
11	林 恵二	下松市生活環境部長
12	村上 孝司	下松市健康福祉部長
13	松原 隆士	下松市経済部長

輸送警備専門委員会委員

	氏名	所属団体・役職名
1	高橋 勝之	山口県下松交通安全協会会長
2	山中 一乗	防長交通株式会社周南営業所長
3	山縣 裕之	西日本旅客鉄道株式会社徳山地域鉄道部徳山駅長
4	田中 宏明	郵便局株式会社下松郵便局長
5	升崎 美彦	下松ライオンズクラブ会長
6	吉崎 俊二	下松中央ライオンズクラブ会長
7	藤原 敏雄	徳山東ロータリークラブ会長
8	岩佐 真理	国際ソロプチミスト下松会長
9	萩野 豊	下松商工会議所青年部会長
10	倉掛 敏春	下松市建設部長
11	田村 一正	下松市消防長



おいでませ！山口国体下松市ボランティア活動計画

第1回総務企画専門委員会決定
平成21年11月25日

1 趣 旨

おいでませ！山口国体・山口大会を市民総参加で盛り上げ、大会開催時に全国から訪れる人々を温かくお迎えするとともに円滑な大会運営を行うために、下松市開催競技運営等を担うボランティアの活動計画を作成し、計画的かつ円滑なボランティア活動を促進する。

2 ボランティアの種類

ボランティアの活動区分から、ボランティアの種類は次のとおりとする。

活動区分	種 類	活 動 内 容
広 報	広報ボランティア 愛称 「くだまつちよるるサポーター」	・国体マスコット「ちよるる」によるイベント等での広報活動等 ・PRグッズの配布 ・国体イメージソングやダンスの普及活動
競技会運営	競技会運営ボランティア 愛称 「きらめきサポーター」	・観客来場者の受付、資料配布等 ・ドリンクサービス、接待等 ・観客誘導、座席案内等 ・弁当引き換え、空き容器回収等 ・会場装飾物の維持・管理、会場清掃等 ・駐車場案内・整理、シャトルバスの誘導等
地 域	地域づくりボランティア	・花いっぱい運動、クリーンアップ運動等への参加

3 ボランティアの募集

各種ボランティアの募集に当たっては、募集人数、応募要件、応募方法、活動内容等を示した「募集要項」を定めて行う。

4 ボランティアへの研修

接遇等の基礎研修やボランティア活動に必要な分野別研修等を行い、温かいおもてなしの心で来場者をお迎えする。

5 ボランティアの配置

各種研修を踏まえ、活動日、活動内容・場所などの「活動希望調査」を実施し、配置決定を行う。

6 ボランティアの募集計画等

ボランティアの募集主体は、おいでませ！山口国体下松市実行委員会とする。募集計画等は次のとおりとする。

種 類	募集予定人数等	募 集 開 始 予 定
広報ボランティア	20人	平成21年12月～
競技会運営ボランティア	100人	平成22年 4月～
地域づくりボランティア	個人／団体	平成22年 6月～

7 継続的なボランティア活動の促進

国体終了後においても、生涯スポーツや市民活動に活かすことができるよう国体運営で培われたノウハウ等を関係団体・関係機関に引き継ぎ、ボランティア活動を一層促進する。

名 簿 (順不同・敬称略)

広報ボランティア

手嶋 康代	松尾 珠美	原田しのぶ	兼重 玉代	上田 房江
中村 京子	清水加代子	大谷 和美	松尾 拓磨	陶山 智代

競技会運営ボランティア

山本 誠一	藤田ウメ乃	藤井 靖子	原田 裕子	内富富美江
中川満由美	田中 郁子	手嶋 康代	福永 恵子	西原 勝治
吉国百合子	谷 佐恵子	永末 正人	山根 文雄	中村 淳二
岡本 誠治	原田 浩	安達 重治	佐久田紀美	砂田 愛子
砂田 譲二	白井 春好	島谷 敦子	青山いずみ	山本 ミホ
松田 良二	山本 全子	佐藤 節子	三宅 操	相本久美子
川本 幸恵	佃 俊之	佃 みゆき	佃 修宏	尾尻 若葉
田中 勤	小本 輝夫	武内 雅江	実近 幸子	天野 和幸
山近 浩二	近藤久美子	山川 清人	宮本 弘二	山本 隆資
中村由佳里	神田 峰一	佐藤 義之	高松 伸夫	佐古 守俊
大木 忠彦	石津 孝弘	大谷 晃	藤井 照慈	長峯 硬
山根 香織	山神 利勝	山神 明美	中村 秀雄	島谷正治郎
永岡 広子	田村 好則	村川 武司	村川 恵子	武居 智
坪井 正彦	広澤 和夫	坂本 人志	片山 彩	田代 裕二
藤井 元裕	田中 大樹	山田 晃寿	石川 和美	武永 智靖
岩崎 俊雄	泉 孝平	浅谷 吉人	森重 有司	滝 雅美
倉田 英昌	藤井 剛	柳 和裕	佐古 哲也	佐古 恵子
佐古友香里	藤井ゆかり	藤井 康子	設楽 千代	出穂太美子
内山三恵子	弘実 法造	下村由美子	鞆川クニエ	松岡絵井子
南 譚子	河村 良枝	神田美津子	田村 幸恵	三崎 淳子
外川 照義	外川きくの	弥益久美子	松村 都	上野 絹江
岡村 美晴	大田 一英	平田 浩郎	黒川 哲平	

地域づくりボランティア

間部 金司	栗田 健二	清水三津子	中村 恵子	藤尾 直子
村本 継夫	都濃 恵美	木村一二三	山岡喜久吉	佐古 恵子
手嶋 康代	藤井 明美	弘実 敬子	岡 浩士	怒和 輝雄
山田美樹子	山根佳世子	三好由美子	丸本 群子	山田 俊子
菊本 涼子	長家 重代	藤村 清子	秋貞 重子	石丸美恵子
又賀多恵子	藤井 玲子	黒田 幸子	守田 弘子	柏原 葉子
福永千恵子	堀本 唯志	岡本 稔子	三浦 繁子	西 博
内山 俊雄	内山 光代	毎田 勝昭	弘中 俊子	佐古 恵子
小林 忠義	梅本みちこ	近藤恵美子	国居奈津子	木本フミコ
近藤佳良子	鬼武 克人	田原トシ子	吉中 信子	国居恵美子
川野 伶子	有田 明子	滝川 嘉子	中原 峰子	佐伯 橘美
小林 敬子	田丸 潔子	山下 信子	有吉 良美	小幡早知子
森繁 哲也	野村 俊子	田谷家	ちみさん	近藤一家
母友	柳井家			

下松市山田園芸愛好会	市民体育館	(有) オフィスサンデル
旗岡5丁目子供会	久保駅花壇の会	下松市生活改善実行グループ連絡協議会
米川南老人クラブ	愛隣幼児学園	平田保育園
		米川郵便局
ボランティア花岡花を育てる会	上地花を作る会	国民宿舎「大城」

下松市実行委員会事務局 (下松市企画財政部国体推進課)

(第4回総会時現在)

企画財政部

部長 棟近 昭典

国体推進課

課長	鬼武 輝明		
係長	引頭 康行		
主任	高橋善次郎	(兼務)	中野 正純
	友森 隆宏	(兼務)	神田 眞詩
	村本 継夫	(兼務)	谷本 誠一
	柳井 良子	(兼務)	山藤 弘行
	國弘 泰之	(兼務)	内田 太一



下松市報告書

平成24年2月発行

編集発行

おいでませ!山口国体 下松市実行委員会

〒744-8585

山口県下松市大手町三丁目3番3号

印刷

陸美マイクロ株式会社

〒744-0002

山口県下松市大字東豊井1364番地

報告書の取扱い

この報告書と付属のDVDビデオに収録されている記事、画像、映像、音声などのコンテンツの著作権は、おいでませ!山口国体下松市実行委員会及び当該情報提供者にありますので、無断での使用はできません。